

3 まちづくりの基本目標別計画



〈まちづくりの基本目標1〉

自然との共生を図り、 快適な生活を支えるまち

目標達成の姿「10年後、こんなまちになったらいい…」

- 市民は、恵み豊かな里山と清らかな川に囲まれて、自然を大切にしながら、“もったいない”という気持ちを大切に、限りある資源を活かして、地球にやさしい暮らしをしています。
- 高速道路や鉄道を使って、多くの人が鳥栖市を訪れ、鳥栖の文化・歴史・人情に触れ、市民と交流し、まちがにぎわっています。
- 九州新幹線新鳥栖駅は、関西方面や九州各地からの来訪者ににぎわっており、新鳥栖駅が新たなまちづくりの拠点となっています。
- 九州国際重粒子線がん治療センターが稼働し、九州各地はもとより、中国・四国地方、遠くはアジアからの来訪が相次いでいます。
- 交通量や環境保全、歩行者の安全確保に配慮した幹線道路整備が行われ、車が安全、快適に通行しています。
- 市民生活に身近な道路には、歩行者やベビーカーを押す人、自転車に乗る人が休んだり、会話を楽しむ木陰やベンチがあり、車はその横をゆっくりと通行しています。

現状と課題

- ◆ 地球温暖化の進行や気候変動など、地球規模で環境問題が深刻化していますが、これらは日常生活や事業活動に起因するものも多く、身近な視点からの環境問題への関心が高まっています。今後も、市民一人ひとりの環境問題への意識を深めるとともに、地球にやさしい暮らしに向けて、ごみの減量やリサイクルなど、資源循環型社会⁶への対応が求められています。
- ◆ 交通の利便性等の良さから、企業や住宅の立地が進んでいます。このことから、自然と歴史が調和したまちなみの保全や、都市機能の集積による魅力的なまちなみ・景観を形成することが求められています。また、魅力的な自然、歴史、景観を市民自らの手で守り育てるためには、市民がイメージを共有し、それぞれの役割を担いながら、次の世代へ引き継いでいく継続的な取組が必要です。
- ◆ 鳥栖駅周辺は、鉄道により中心市街地の連携が分断され、回遊が困難な環境にあります。このため、東西地域の連携や利便性の向上など、交流拠点としてふさわしい整備が必要です。

⁶資源循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、再利用やリサイクルを行うことで、廃棄物の量を少なくし、資源として循環利用する社会のこと。

- ◆新鳥栖駅は、北部九州の玄関口としての役割が期待されていることから、鳥栖市の新たな交流拠点、まちづくりの拠点としてふさわしい基盤、環境整備が必要です。そのような中、新鳥栖駅前に設置される九州国際重粒子線がん治療センターは、平成25年の開業に向けて、着実な整備促進が求められています。
- ◆最近では、障害のある人や、子育て中の親も安心して利用できるトイレ、安全に遊ぶことのできる遊具を備えた公園が増えてきましたが、以前からある公園では、木陰をつくる木がなかったり、遊具、トイレが老朽化している公園もあります。このことから、市民に安らぎと憩いの空間を与え、だれもが利用しやすく、子どもたちが安心して遊ぶことができる魅力的で安全な公園・緑地づくりが求められています。
- ◆九州を縦横断する主要な幹線道路である国道3号、34号では、自動車交通の集中が慢性的な交通渋滞を引き起こしており、住民生活や産業活動への影響、排気ガスによる環境負荷の増大等が懸念されています。また、通過車両が生活道路に進入するため、市民生活に大きな影響を及ぼしていることから、幹線道路及び生活道路の整備が必要です。

〈まちづくりの基本目標1〉

自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち

- | | |
|---------|------------------------------|
| 取組
1 | 環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぎます |
| 取組
2 | 循環型社会を構築します |
| 取組
3 | 自然環境と調和した計画的な土地利用を促進します |
| 取組
4 | まちづくりの拠点としてふさわしい整備を行います |
| 取組
5 | うるおいと安らぎのある緑の空間をつくります |
| 取組
6 | だれもが移動しやすい交通体系を確立します |
| 取組
7 | 安全で、快適に通行できる幹線道路をつくります |
| 取組
8 | 安心して通行できる、歩行者にやさしい生活道路をつくります |

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標1〉

取組1 環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぎます

【取組担当課】

環境対策課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

市民や事業者、行政が、身近な環境問題を意識した取組を行うことで、恵み豊かな自然・生活環境・地球環境が守られています。

【取組の方針】

豊かな水と緑あふれる恵まれた自然環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぐために、環境意識の啓発を図り、快適な住みよい環境づくりを推進します。

また、深刻化する地球温暖化に対処するため、環境教育・環境講座の開催や環境情報の提供等により、地球温暖化対策に対する意識を一層高めていくとともに、市民、事業者、行政が一体となって環境配慮行動の実践に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- 身近な生き物に関心を持ち、生き物とその生息・生育環境を大切にします。
- 自然との触れ合いのマナーを身につけ、行動します。
- 環境に係るイベントや講座等に積極的に参加し、環境保全に対する理解を深め、地域に広げます。
- 地球環境に配慮した省エネ、省資源などのエコライフ⁷に積極的に取り組みます。

行政の役割

- 身近な自然や生物との触れ合いを楽しんだり、実際に観察、調査するような体験的活動を実施・支援します。
- 環境保全のため、イベントや環境教育、環境講座等を開催し、環境保全意識の向上を図ります。
- 市が率先して環境配慮行動を実践するとともに、市民や事業者に対しエコライフの実践や環境マネジメントシステム等についての環境情報を提供します。
- 不法投棄防止のためのパトロールを行います。

事業者の役割

- 環境美化活動など、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、自主的な環境美化活動にも取り組みます。
- 環境マネジメントシステム⁸の導入など、環境に配慮した事業活動に努めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市環境基本計画

⁷エコライフ

日常生活や事業活動による地球環境への影響を認識し、環境に配慮した行動に取り組むこと。

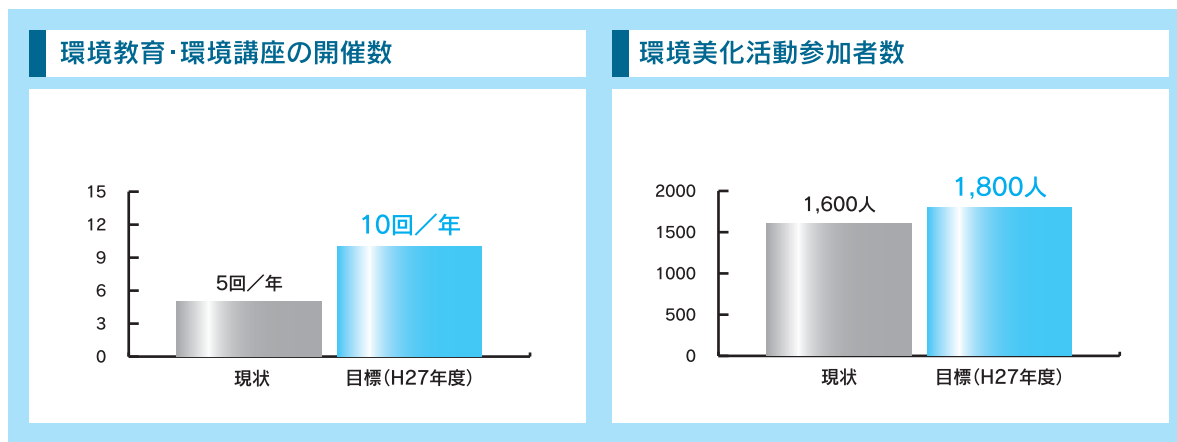
⁸環境マネジメントシステム

企業などの組織が、環境を改善する方針や目標等を設定し、継続的に環境保全に向け取り組んでいくための計画・体制・手続

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
環境保全活動を進めます	環境教育、環境講座や環境美化活動への参加を呼びかけ、市民、事業所等への啓発活動を積極的に展開します。
自然環境保全活動を進めます	動植物が生息できる良好な自然環境を維持するための生息状況等の調査など、自然と触れ合う機会を設け、自然の大切さを伝えます。
地球温暖化対策を進めます	エコライフや環境マネジメントシステム、新エネルギー ⁹ 等の普及啓発を行うなど、鳥栖市全体で地球温暖化対策の基盤づくりに取り組みます。
環境調査・監視を実施します	生活環境の安全・安心を確保するため、大気や水質等の調査・監視を実施します。
不法投棄防止対策を進めます	不法投棄防止パトロール員等による監視・パトロール等を行い、不法投棄の早期発見及び早期回収を行うことで、不法投棄をさせない・許さない雰囲気づくりに努めます。

【取組の達成目標】



⁹新エネルギー

石油などの化石燃料や原子力に対し、新規に発見、また技術進歩により見直されたエネルギー資源で、水力・風力・太陽熱など古来から使われていたものの改良や、太陽光発電・燃料電池といった科学の発展によって開発されたもの

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標1〉

取組2 循環型社会を構築します

【取組担当課】

商工振興課、環境対策課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

市民や事業者、行政が、ごみの減量化、再利用、資源化(3R¹⁰)に取り組んでおり、ごみの少ないまちになっています。

【取組の方針】

これまで大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動によって、経済発展や便利で快適な生活を実現してきました。しかし、このことが、資源の枯渇化や地球温暖化をはじめとした様々な環境問題の大きな一因となっています。

大量生産・大量消費・大量廃棄社会から脱却するため、資源循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政が一体となって、地球環境に配慮したまちづくりを行います。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化、再利用、資源化を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会の実現に向けた取組を積極的に推進します。 ●環境教育等により、循環型社会への意識改革を図ります。 ●3Rの推進に向けた新たな取組を検討します。 ●市民や事業者の環境活動を支援します。 ●ISO取得奨励金¹³を交付します。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●ISO14001¹¹やエコアクション21¹²の認証取得を積極的に行います。 	

【関連する個別計画】

鳥栖市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

¹⁰3R

ごみの減量化(Reduce)、限られた資源の繰り返し使用(Reuse)、資源の再利用(Recycle)の頭文字のこと

¹¹ISO14001

環境マネジメントシステムについての様々な事項を定めた環境に関する国際的な標準規格

¹²エコアクション21

中小企業、学校及び公共機関等による環境配慮への取組を促進するとともに、その取組が効果的・効率的に実施されるよう、環境省が策定したガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度

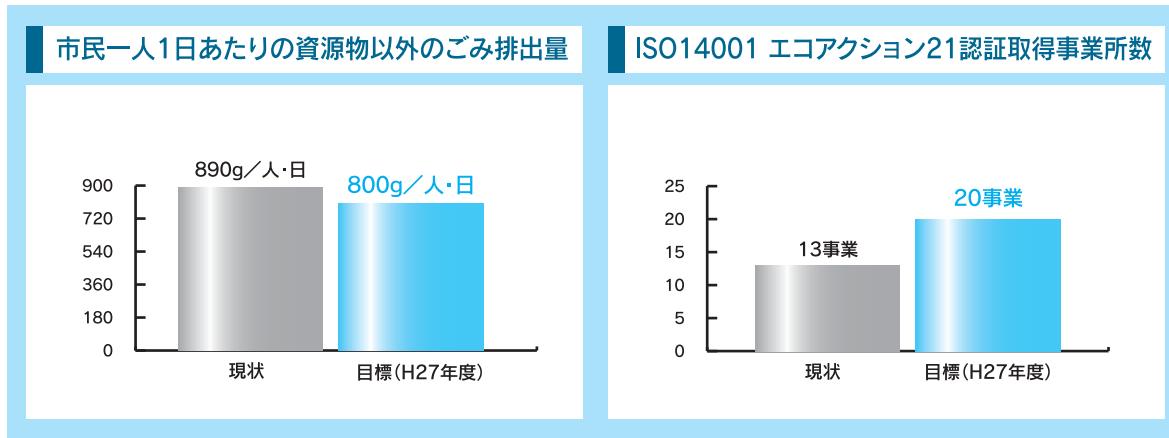
¹³ISO取得奨励金

市内に本社を有する中小企業の事業所等が、ISO9000シリーズ及びISO14001の認証を取得し、市長が定めるエコ・オフィスの認定を受けた場合に交付する奨励金

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
ごみ減量化とリサイクルを進めます	資源物の分別収集を徹底し、ごみの減量化と資源の有効活用を図ります。 ごみの減量化とリサイクルや地域美化活動推進のため、町区や各種団体の環境活動を奨励します。
循環型社会への意識改革を進めます	循環型社会への意識啓発や環境に配慮した市民の具体的な行動を促進するため、環境学習や環境講座、広報活動等を推進します。 また、市内事業者へは、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの普及啓発を図ります。
新たな3R活動を進めます	鳥栖・三養基西部環境施設組合と連携し、ごみの減量化やリサイクル活動の啓発を図るとともに、同組合構成市町で3Rの推進に向けた新たな取組を検討します。

【取組の達成目標】



第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画
〈まちづくりの基本目標1〉

取組3 自然環境と調和した計画的な土地利用を促進します

【取組担当課】

都市整備課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

自然環境等に配慮した計画的な土地利用によって、魅力的で住みやすいまちが形成され、「鳥栖に住みたい」と思う人が増えています。

【取組の方針】

無秩序な雑然としたまちなみを防ぎ、魅力的で住み良いまちづくりを進めるためには、長期的構想で用途に応じた土地利用のエリア設定が必要です。

今後は、豊かな自然を活かした、ゆとりやうるおいのある住みやすい環境との調和のもと、都市の持続的な発展が可能となるような、機能的で魅力ある都市空間を形成することが重要になります。

そのため、長期的な視点に立ち、地域特性に応じた合理的な土地利用と、多様な都市機能の集積を進め、景観に配慮した住みやすい環境づくりに取り組みます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●規制、誘導の基準や趣旨に基づき、地区計画¹⁴や建築協定¹⁵に参画します。 ●景観に配慮した土地利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画の仕組みや各種制度について、積極的な啓発を行います。 ●地区計画や建築協定を支援します。 ●土地利用方針に沿った適正な規制・誘導を行います。 ●景観の保全や景観づくりについて啓発を行います。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●開発などの際、適切な事業実施に努め、適切な土地利用により、景観との調和を図ります。 	

¹⁴地区計画

地区の特性に応じた良好な環境づくりを目指し、土地所有者などと行政が協働で建築物の規模や形態の制限などのきめ細かいルールをつくり、都市計画に定める制度

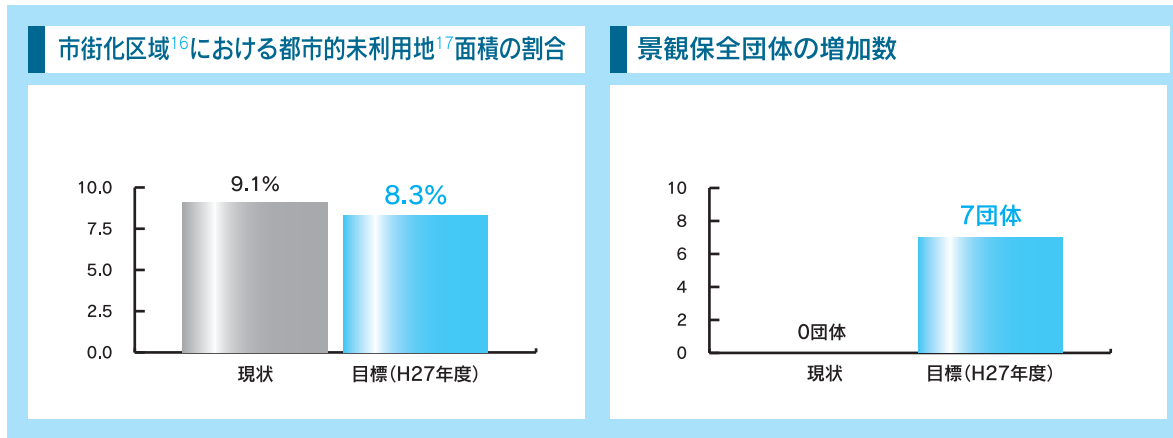
¹⁵建築協定

一定の区域の土地所有者などが、自分たちの建物の用途や高さなどのルールを定め、協定として締結する制度

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
秩序ある市街地の形成を図ります	自然環境等との共生に配慮した、秩序ある市街地を形成するため、都市計画に関する必要な事項を定め、規制と誘導を通じて計画的な土地利用の実現を図ります。
土地利用の円滑化を図ります	土地利用の適正化や土地活用の円滑化など、地域の現状に応じた、適正かつ合理的な土地利用の推進を図ります。
景観形成に関する啓発を行います	景観づくり・保全に対する市民の意識醸成や参加促進を図るための取組を継続的に行い、景観形成の重要性を広く市民や事業者に向けて発信します。

【取組の達成目標】



¹⁶市街化区域

既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

¹⁷都市的未利用地

市街地内の更地、遊休化した工場、駐車場等、有効に利用されていない土地

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標1〉

取組4 まちづくりの拠点としてふさわしい整備を行います

【取組担当課】

総合政策課、商工振興課、都市整備課、新幹線対策課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

鳥栖駅及び新鳥栖駅周辺が、商業、芸術・文化、食、観光、医療、ビジネスといった、人・物・情報が集まる魅力ある「拠点」として、多くの人でにぎわっています。

【取組の方針】

鳥栖駅周辺は、東西地域の連携強化、鉄道利用者の利便性の向上や中心市街地の活性化など、交流拠点としてふさわしい駅周辺整備などの取組について、関係機関と協議、調整を行い、実現可能なものから順次着手していく必要があります。

また、新鳥栖駅周辺は、九州新幹線鹿児島ルート¹⁸の全線開業により北部九州の玄関口として、九州各地はもとより、関西方面からも多くの人が集まる交通結節点として、鳥栖市の新たなまちづくりの拠点となるエリアであり、新鳥栖駅前に設置予定の九州国際重粒子線がん治療センターの整備促進を着実に進める必要があります。

更なる高速交通体系の充実を図るためには、九州新幹線西九州ルート¹⁸の早期実現に向けた取組を行い、交通の要衝というポテンシャルを最大限に活かした、新しいまちづくりの拠点にふさわしい整備・充実を進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●鳥栖市を訪れる方を温かい「おもてなし」の心で迎えています。 ●旅行やビジネスに、新幹線を利用しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥栖駅周辺の東西連携策を検討します。 ●新鳥栖駅の利便性向上につながる取組を検討します。 ●九州国際重粒子線がん治療センターの整備を促進します。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●出張などの際の新幹線利用を促しています。 	

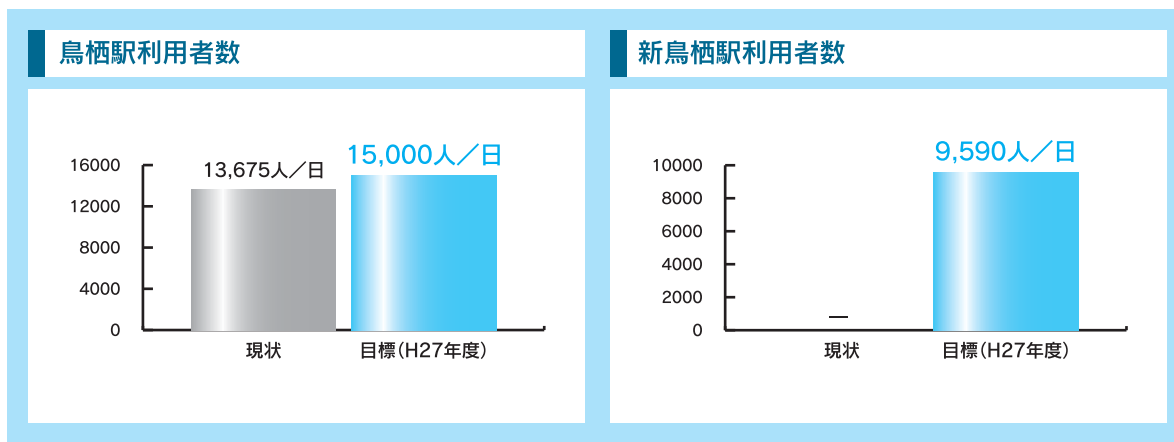
¹⁸九州新幹線西九州ルート

現在計画されている整備新幹線計画のひとつ。博多から九州新幹線鹿児島ルートの新鳥栖駅で分岐して長崎へ至る整備新幹線計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
まちづくりの拠点としての利便性の向上を図ります	鳥栖駅の機能充実、駅利用者の利便性の向上を図ります。
九州新幹線西九州ルートへの建設に向けた取組を進めます	フリーゲージトレイン ¹⁹ の早期実用化及び九州新幹線西九州ルートにおける鳥栖市区間の早期決定のための要望活動を行います。
地域特性を活かした魅力ある拠点の形成を図ります	新鳥栖駅周辺の機能充実を図り、まちづくりの拠点駅としてふさわしい整備を行います。また、新幹線と九州国際重粒子線がん治療センター等が連携した取組の検討を行います。
中心商店街の活性化を図ります	商業、芸術・文化、食といった、人・物・情報が集まる魅力ある「交流拠点」にふさわしい商店街の活性化を図ります。

【取組の達成目標】



¹⁹フリーゲージトレイン

線路の幅(軌間)が違う新幹線と在来線の直通運転を可能とするため、車輪の幅を変えられる電車。JRの新幹線区間と在来線区間を直通運行をすることを目的に開発されている。

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画
〈まちづくりの基本目標1〉

取組5 うるおいと安らぎのある緑の空間をつくります

【取組担当課】

都市整備課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

うるおいと安らぎを与えるみどりがあふれ、だれもが心地よく過ごせる公園・緑地が適切に整備・管理されています。

【取組の方針】

市内には、平成22年4月現在、25箇所、72.65haの都市公園があります。

中でも、市内の中心部に位置する中央公園は、日頃から多くの市民に利用され、春の桜のシーズンにはたくさんの人でにぎわうなど、市民にうるおいと安らぎを与え、来訪者を心地よく迎え入れています。

また、園内には大きな池があり、シンボリックな公園として市民に親しまれています。

公園・緑地は、市民が集い交流する場所であることから、魅力的で安全な公園・緑地づくりが求められています。

このため、公園・緑地の安全性を確保するとともに、バリアフリー²⁰化等の課題を踏まえ、だれもが快適に利用できる環境づくりに取り組みます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- うるおいと安らぎの場として、公園・緑地を愛着を持って利用します。
- 清掃活動等、公園・緑地の維持管理に積極的に参加します。

行政の役割

- 公園・緑地の適切な管理運営を行います。
- ボランティアの協力による公園・緑地の管理を実施します。

事業者の役割

- 市民の清掃活動等に、ノウハウや経験等を活かしながら協力します。

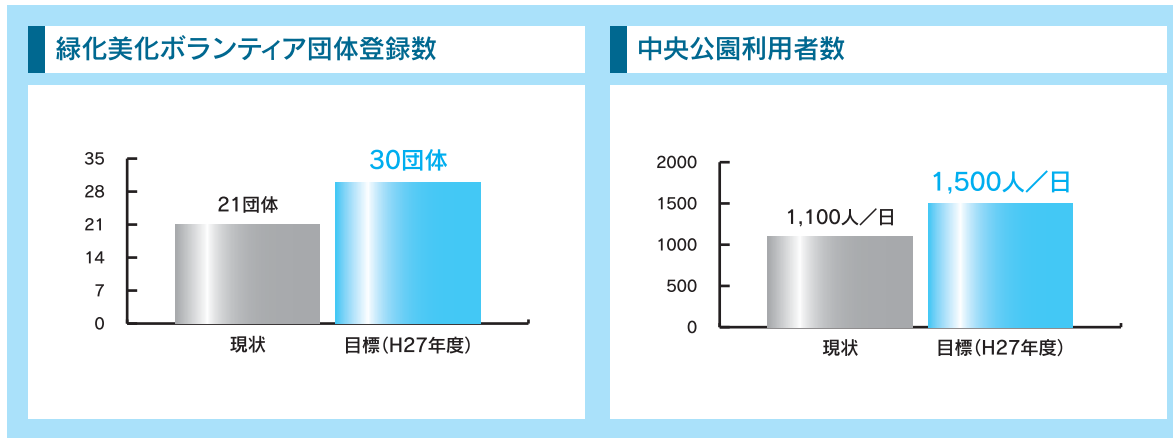
²⁰バリアフリー

障害者や高齢者の生活に不便な障壁を取り除こうという考え方。例：道路の段差解消、階段の代わりに緩やかな坂道をつくるなど

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
公園・緑地の整備を進めます	だれもが安全で快適に利用でき、うるおいと安らぎを与える交流の場として、公園・緑地の整備を行います。公園遊具については、国土交通省のガイドラインに基づき、定期的に検査を行うなど、安全性の確保を徹底します。
適正管理による利用しやすい公園・緑地づくりを進めます	地域や市民に親しまれる公園・緑地となるよう、地元やボランティア活動による草刈り・清掃など、市民協働による管理を推進するとともに、鳥栖市のホームページ等での情報発信を行い、利用促進を図ります。

【取組の達成目標】



第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標1〉

取組6 だれもが移動しやすい交通体系を確立します

【取組担当課】

社会福祉課、都市整備課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

市民が分かりやすく、利用しやすい公共交通ネットワークが構築されています。

【取組の方針】

これまでの自動車中心の交通体系を見直し、公共交通機関や自転車など、多様な手段を含めた総合的な交通政策の推進が求められています。

現在の公共交通は、JR、民間路線バス、ミニバス²¹及びタクシー等で構成されており、ミニバスは市中心部の交通空白地域の貴重な交通手段として、平成21年度に実証実験としてスタートしました。

今後も、市民の移動を支える公共交通機関の利便性の確保を図りながら、地域公共交通のあり方についての検討を進めていきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●日頃の身近な移動手段として、環境にも配慮し自転車や公共交通機関を利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通空白地域への対応に努めます。 ●高齢者や障害のある人の移動を支援します。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●交通事業者は、地域公共交通の手段として、交通資源の維持確保に努めています。 ●通勤や出張などの際の公共交通利用を促しています。 	

【関連する個別計画】

鳥栖市地域公共交通総合連携計画

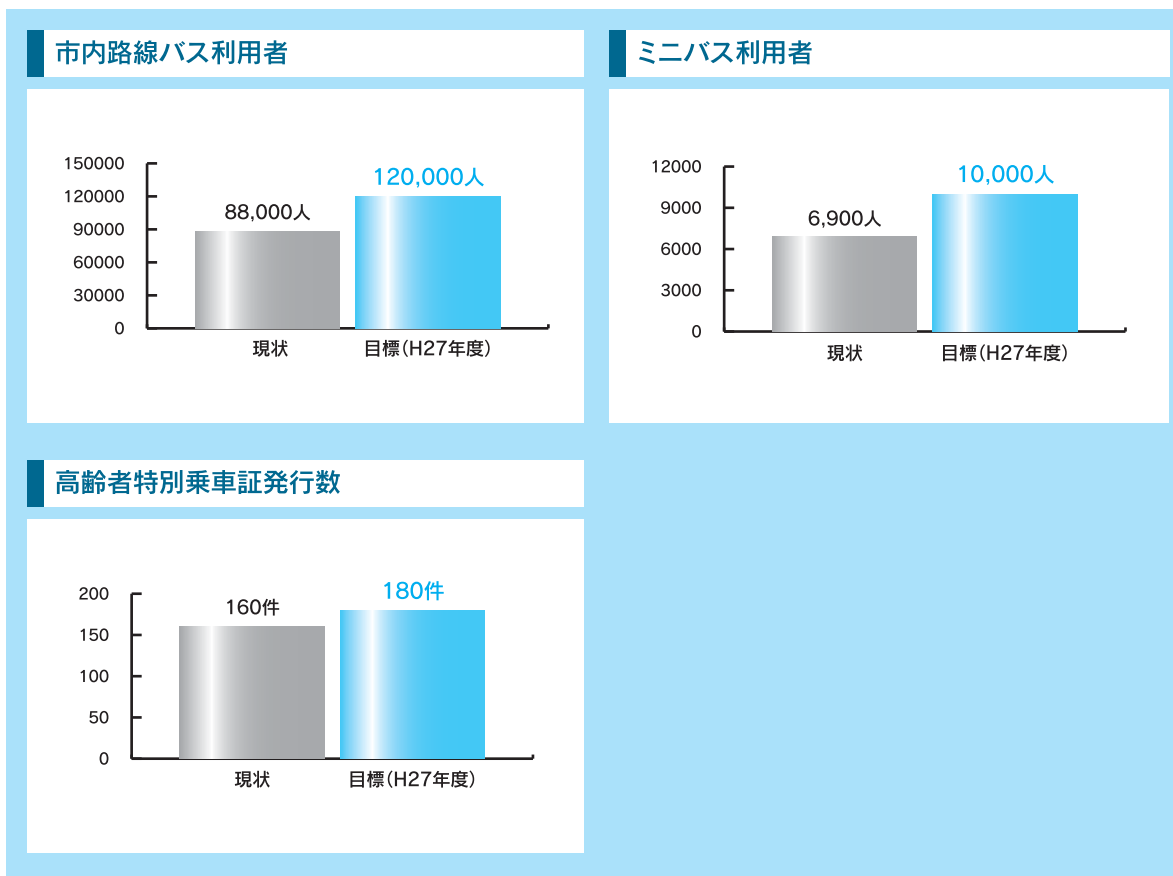
²¹ミニバス

10人乗りワゴン車により、市内を定時定路線で循環運行している乗合いタクシー

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
路線バスの維持及び利用促進を図ります	バス路線の維持と利便性の向上を目的に、路線やダイヤの見直しを行い、利用者拡大を図ります。
交通空白地域への対応を図ります	地域のニーズを分析・把握した上で、路線バスやミニバスの見直しなど、地域の実情に沿った交通空白地域への対応の検討を行います。
交通弱者の移動手段の確保に努めます	だれもが不自由なく移動できる公共交通手段の構築を検討します。

【取組の達成目標】



第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標1〉

取組7 安全で、快適に通行できる幹線道路をつくります

【取組担当課】

都市整備課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

幹線道路網が整備されたことから地域経済が活性化し、交通渋滞が解消され、ドライバーは安全で快適に目的地に向かっていきます。

【取組の方針】

市内を通る国道3号、34号等の幹線道路では、大型車や商用車などが通行し、自動車通行量は年々増加傾向にあり、朝夕を中心に交通渋滞が発生しています。

自動車通行量の増加による交通事故及び自動車排気ガスによる環境負荷への増大、幹線道路の渋滞により、通過交通車両が一般生活道路へ進入するなど、市民生活への影響が生じています。

このため、幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するため、道路拡幅や交差点改良など、幹線道路網の効果的・効率的な整備について、国・県などの関係機関と一体となって取り組めます。

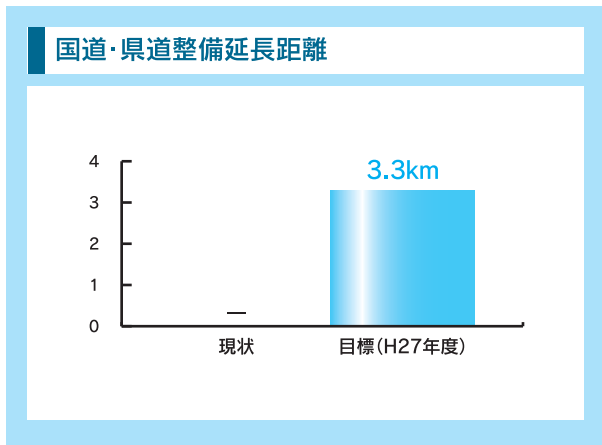
【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
●交通ルールを遵守し、安全な運転を心がけます。	●幹線道路網である国道・県道の更なる改良整備促進を要望します。
事業者の役割	
●交通ルールを遵守し、安全な運転を心がけます。	

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
国道・県道の整備を進めます	広域ネットワークの構築、主要交通結節点へのアクセス、交通渋滞の緩和、交通事故防止など、大動脈である幹線道路について、国・県と連携しながら整備を進めます。
機能を重視した効率的な道路整備を進めます	必要な道路機能を重視した効率的・効果的な整備を推進します。

【取組の達成目標】



第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画 〈まちづくりの基本目標1〉

取組8 安心して通行できる、歩行者にやさしい生活道路をつくります

【取組担当課】

建設課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

生活道路では、子どもたちやベビーカーを押したお母さんなど、そこで生活している市民が安全に行き交い、車はその横をゆつくりと通行しています。

【取組の方針】

通過車両の流入が、子どもたちの通学やベビーカーを押したお母さん、自転車で通勤するお父さんなど、市民の通行に支障をきたし、市民の安全を脅かしています。

生活道路では、歩行者や自転車など、そこで暮らす市民の通行が優先され、安全が確保されるべきです。

このため、そこで生活し、通行する市民が安全で快適に移動できる道路として、歩行者、自転車に配慮した道路整備を行います。

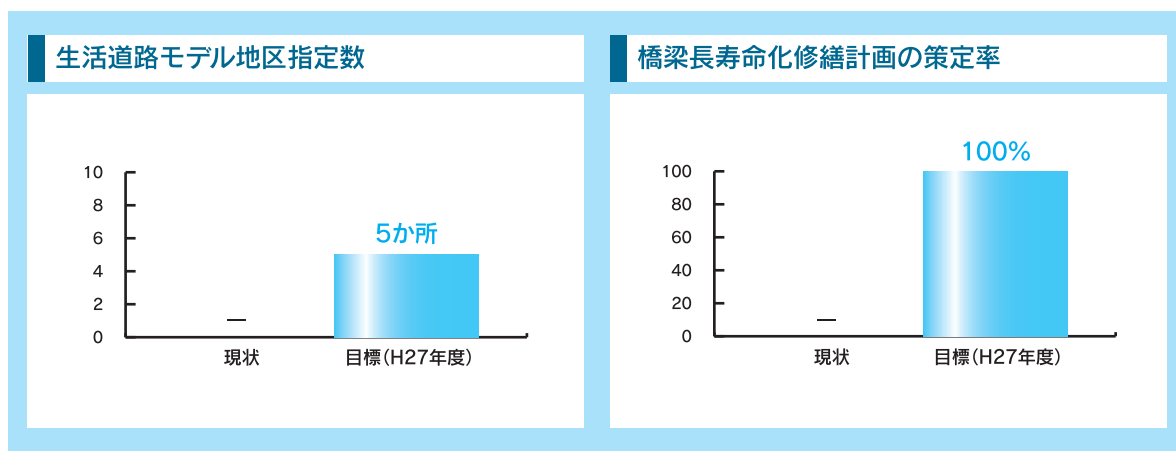
【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●交通ルールを守り、譲り合って歩行・通行します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路を通行する歩行者、自転車に配慮した道路整備に努めます。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路の通行をできるだけ控え、安全運転に努めます。 	

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
生活道路の整備を行います	日常生活の基盤となる生活道路については、そこで生活し、通行する市民の安全確保を第一に、緊急車両等が通行できる最小限の幅員を可能な限り確保し、安全通行に必要な整備を行います。
歩行者・自転車通行帯の確保に努めます	歩行者と自転車、自転車と自動車及安全に通行できるよう、道路の新設・改良時に交通規制等も含めて、歩行者・自転車通行帯の確保に努めます。
モデル地区による生活道路整備の取組を進めます	生活道路のプランニング(モデル地区指定)を行い、生活道路の在り方についての取組を進めます。
計画的かつ効率的な道路施設の維持管理を行います	老朽化が進む橋梁等の道路施設の長寿命化を図るため、アセットマネジメント ²² の積極的な導入により、優先順位を踏まえながら、計画的かつ効率的な維持管理を行います。

【取組の達成目標】



²²アセットマネジメント

定期的な点検により、早期に損傷を発見し、事故や施設の更新、大規模な修繕に至る前に対策を実施し、施設の長寿命化を図る維持管理の手法